



富良野市立鳥沼小学校



## 鳥沼小いじめZERO基本方針

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

本校では、児童の尊厳を保持する目的の下、市教委・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組めるよう、いじめ防止対策推進法の規定に基づき、「いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のため」の対策を総合的かつ効果的に推進するために「鳥沼小いじめZERO基本方針」を策定します。

### 1 いじめを未然に防止します。

日常的に学級や集団の中でいじめの問題に触れるなど、全ての子どもに対して継続的な働きかけを行います。

#### 校長・教頭は

- 全校集会などで校長が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学校全体に醸成します。
- 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組めます。
- 児童が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に働きかけます。
- いじめの問題に児童自らが主体的に参加する取組を推進します。  
(例えば、児童会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など)



#### 生徒指導担当者は

- いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図ります。
- 日頃から関係機関等を定期的に訪問し、情報交換や連携に取り組めます。

#### 養護教諭は

- 学校保健委員会等の学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げます。

#### 学級担任は

- 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学校全体に醸成します。

- ・はやしたてたり見て見ぬふりをする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促します。
- ・一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進める
- ・教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払います。

## 2 いじめを早期に発見します。

定期的な調査や、ささいな兆候（ふざけのような気になる行為など）にもアンテナを高く保つようにします。



### 校長・教頭は

- ・児童及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備します。
- ・学校における教育相談が、児童の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか、定期的に点検します。

### 生徒指導担当教員は

- ・定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組みます。
- ・保健室やスクールカウンセラー等による相談室の利用、電話相談窓口について周知します。
- ・休み時間や昼休みの校内巡視や、放課後の校区内巡回等において、児童が生活する場の異常の有無を確認します。

### 養護教諭は

- ・保健室を利用する児童との雑談の中などで、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え悩みを聞きます。

### 学級担任は

- ・日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保ちます。
- ・休み時間・放課後の児童との雑談や日記等を活用し、交友関係や悩みを把握します。
- ・個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行います。

## 3 いじめに組織で対処します。

速やかに組織的に対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導します。



## 【組織的ないじめZERO対応フロー図】

### いじめ情報

#### 1 情報を集める

- 教職員、児童、保護者、地域住民、その他から「いじめ防止対策委員会」に情報を集める。
- ・いじめを発見した場合は、その場でその行為を止める。

・得られた情報は、確実に記録に残す。  
・一つの情報にとらわれすぎず、いじめの全体像を把握する。

#### 2 指導・支援体制を組む

- 「いじめ防止対策委員会」で指導・支援体制を組む（学級担任等、養護教諭、生徒指導担当教員、管理職などで役割を分担）

・いじめられた児童やいじめた児童への対応  
・その保護者への対応  
・教育委員会や関係機関との連携の必要性の有無。

#### 3-A 児童への指導・支援を行う

- いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教員、家族、地域の人等）と連携し、寄り添い支える体制をつくる。
- いじめた児童には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
- いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。

#### 3-B 保護者と連携する

- つながりのある教職員を中心に、即日、関係児童（加害、被害とも）の家庭訪問等を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。



- 常に情報把握に努める。
- 随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する。